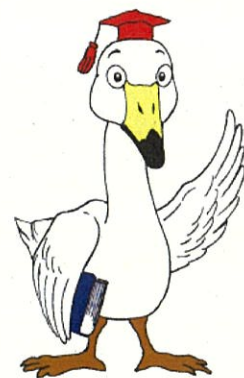


令和5年度

図書館要覧



那珂市立図書館



那珂市立図書館イメージキャラクター

『白鳥博士』

目 次

1	那珂市の概要	1
2	運営方針	2
3	那珂市立図書館資料収集方針	3
4	沿革	5
5	施設の概要	9
6	利用案内	11
7	資料保有状況	15
8	令和5年度予算	16
9	令和4年度事業報告	17
10	指標	26
11	利用状況	27
	（1）来館者数及び登録者数	
	（2）来館者等の推移	
	（3）年齢別・性別貸出資料数	
	（4）相互貸借状況	
	（5）寄贈受入状況	
	（6）展示コーナー利用状況	
12	組織	30
13	ボランティア	31
14	新聞・雑誌一覧	32
15	条例・規則	35
	○那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例	
	○那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則	
	○那珂市立図書館展示コーナー使用規程	
	○子どもの読書活動の推進に関する法律	

1 那珂市の概要

平成17（2005）年1月21日に那珂町、瓜連町が合併して誕生した「那珂市」は、人口約5万4千人を有し、茨城県の県都「水戸市」の北部に隣接、首都東京の中央から約100キロメートルの圏内に位置しています。

市の総面積は97.82平方キロメートルで、その7割を田畑や山林が占め、また北部には久慈川、西部には那珂川が流れ、水と緑の自然豊かな那珂台地のほぼ中央にあり、都市部と農村部が調和した市として発展を続けています。

気候は、太平洋に近接しているため、年間を通して比較的温暖です。

常磐自動車道那珂インターチェンジが市の中央部に位置し、首都圏から車で約1時間。南北には3本の国道が縦貫し、JRの駅が9つあるなど、交通の利便性に富んでいます。また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が立地し、核融合の研究開発が行われているのも大きな特色のひとつとなっています。

静峰ふるさと公園は、日本の桜百選にも選ばれ、八重桜が見ごろとなる4月下旬には、県内外からたくさんの観光客が訪れます。また、100羽を超える冬の使者白鳥が飛来する古徳沼、一の関ため池親水公園は広く知られています。



那珂市全体図

2 運営方針

那珂市では「住みよきプラス活力あふれるまちへ」を将来都市像とした第2次那珂市総合計画を策定し、その中で那珂市立図書館は生涯学習の拠点として位置づけられています。

基本方針

- 1 乳幼児から高齢者まで、世代の枠にとらわれず、様々な学習意欲に応えられる「すべての市民の知識の道標となる図書館」を目指します。
- 2 明るく開放感のある雰囲気大切に、「いつでも気軽に立ち寄れる図書館」を目指します。

運営目標

- 1 那珂市にかかわる著者、アーティストなどの資料の収集に努めます。
- 2 那珂市に関する郷土資料の積極的な収集に努めます。
- 3 図書館まつりなどを開催し、多くの人に図書館利用のきっかけづくりを推進します。
- 4 図書館サービス向上のため職員等の研修を行います。
- 5 特定の分野に偏らず、多くの分野の資料の効果的な収集に努めます。

3 那珂市立図書館資料収集方針

1 趣旨

図書館は、人間活動のあらゆる面に係わる資料を収集・提供することにより、学校教育を含む生涯にわたる学習を支援する公共機関である。このような観点に立って、市民の要求に応えられる資料の充実・確保を図るため、図書館の資料収集における基本的な選定方針とする。

2 基本方針

資料収集における基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の拠点として、市民の要望や社会的な動向に配慮しながら、生活に役立つ資料を各分野にわたり、基本的な図書を中心に幅広く収集する。
- (2) 情報の発信基地として、生活・仕事等における様々な課題の解決や調査研究に役立つ資料・情報の収集に努める。
- (3) 心豊かな人材を育むため、読書活動の推進を図ることができるよう、こどもをはじめ、あらゆる世代の市民の要望を反映した資料の収集に努める。
- (4) 地域情報の集積場所として、市民の様々な調査・研究・生活情報等に役立ち、地域活性化を支援することを目的として、地域資料について広く収集する。
- (5) 一般の資料を利用することが困難な市民に対して、それぞれの状況に応じて、大活字本・点字資料等を収集する。

3 収集資料の種類

収集する資料の種類は下記のとおりとし、それぞれの特徴を活かし、総合的に収集することにより、市民の多様な要求に応ずるものとする。

- (1) 図書《一般図書・児童図書・ヤングアダルト（青少年）図書・参考図書》
- (2) 地域資料
- (3) 福祉関係用資料(大活字本・点字図書等)
- (4) 逐次刊行物(新聞・雑誌等)
- (5) 視聴覚資料(DVD・CD)
- (6) その他(近隣市町村ゼンリン地図・電話帳等)

4 資料の収集方針

資料の種類別収集方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般図書は、新刊書、日常生活、実用、趣味、教養、娯楽関係等幅広く収集する。
- (2) 児童図書は、乳幼児から小学年までを対象として、読書の楽しみを体験し、想像力を高め、豊かな心を育むような図書を収集する。

- (3) ヤングアダルト(青少年)図書は、中・高校生を対象として、成長段階に応じた様々な課題や興味に応じられるよう、青少年向けの資料を幅広く収集する。
- (4) 参考図書は、日常の調査、研究のために必要な辞典、年鑑等を幅広く収集し、参考業務の処理に必要とする資料も収集する。
- (5) 地域資料は、那珂市の周辺地域一帯を含めた地域の歴史、地誌、民俗、芸術、文化及び産業等を記録した資料を収集する。
- (6) 福祉関係用資料は、図書館利用にハンディキャップを有する人に対し、大活字本、点字図書・点字絵本・点字雑誌等を収集する。
- (7) 逐次刊行物は、国内発行の主要紙(誌)を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。
- (8) 視聴覚資料は、教養、学習、趣味及び実用等のDVD、CDを精選収集する。
- (9) 全集、叢書等継続図書は、資料価値を考慮のうえ収集する。
- (10) 利用者の希望図書は、この基準に照らし、できるだけ要求を満たせるよう収集する。
- (11) 複本資料は、原則として収集しないが、利用の著しい図書は検討のうえ収集する。
- (12) 資料の寄贈については、寄贈者の意思を尊重して、この基準を適用して収集するが、資料の内容により受け入れ、配架しない場合もある。

5 収集から除外する資料

資料収集から除外する資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内容が不健全又は低俗な図書で資料的価値に乏しいもの。
- (2) 公序良俗に反し、あるいは犯罪を助長するもの。
- (3) 高度な学術書、専門書、受験参考書、各種試験問題集。
- (4) 宗教団体、企業、団体等が出版するもので、宣伝傾向が著しく資料的価値に乏しいもの。
- (5) その他、まんがやコミックなど市立図書館の理念にふさわしくない資料。

那珂市図書館協議会

平成24年7月25日採択

4 沿革

平成14年	3月	那珂町図書館等建設委員会設置（委員20人）
平成14年	11月	那珂町立図書館建設基本構想・基本計画策定
平成15年	4月	図書館建設準備室設置（職員3人）
平成16年	12月	那珂市立図書館建設工事着工
平成18年	3月	那珂市立図書館建設工事竣工
平成18年	4月	那珂市立図書館設置及び管理に関する条例施行 那珂市立図書館設置及び管理に関する条例施行規則施行
平成18年	8月	那珂市立図書館プレオープン（職員4人、嘱託8人）
平成18年	10月	那珂市立図書館開館（15日） 横須賀鎮夫氏に図書館名誉館長を委嘱 世界初の手のひら静脈認証による利用者登録開始 図書館ホームページ開設
平成19年	1月	ライブラリー通信（市立図書館広報紙）発行開始
平成19年	5月	図書館協議会委員任命（委員10人）
平成19年	7月	図書館ボランティア活動開始
平成19年	11月	開館1周年記念事業開催 横須賀名誉館長・NHKアナウンサー宮川泰夫氏による講演会 おはなし会、読書感想画コンクール作品展示及び表彰式 貸出冊数50万点に達する
平成20年	3月	来館者50万人に達する
平成20年	10月	第2回図書館まつり開催 日本刺繍家 草乃しずか氏による講演会及び作品展 おはなし会、映画会、読書感想画コンクール作品展示及び表彰式
平成21年	5月	ブックキャラバン訪問 「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」
平成21年	7月	来館者100万人に達する
平成21年	10月	第3回図書館まつり開催 ボランティア活動紹介、体験教室、映画会、おはなし会
平成22年	4月	第1回こども図書館まつり開催 体験教室、映画会、おはなし会
平成22年	11月	第4回図書館まつり開催 元NHKアナウンサー宮本隆治氏による講演会 体験教室、おはなし会
平成22年	11月	来館者150万人に達する
平成23年	3月	東日本大震災により、天井落下・壁等の亀裂・駐車場の陥没等
平成23年	9月	災害復旧後 開館（30日）

- 平成23年11月 第5回図書館まつり開催
元NHKアナウンサー加賀美幸子氏による講演会
水戸芸術館専属劇団ACMによる朗読会、おはなし会、民話
- 平成24年 4月 第2回こども図書館まつり開催
映画会、おはなし会、朗読会、ミニノート作り
- 平成24年10月 第6回図書館まつり開催
フリーキャスター小宮悦子氏による講演会
おはなし会、朗読会、コンサート
- 平成24年11月 来館者200万人に達する
- 平成25年 4月 第3回こども図書館まつり開催
映画会、おはなし会、読みきかせ、わくわく理科教室
- 平成25年 8月 ブックキャラバン訪問
「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」
- 平成25年10月 第7回図書館まつり開催
元NHKアナウンサー羽佐間正雄氏による講演会
おはなし会、朗読会、語り部体験
- 平成26年 4月 第4回こども図書館まつり開催
映画会、おはなし会、本を作ってみよう
- 平成26年10月 第8回図書館まつり開催
元NHKモスクワ支局長小林和男氏による講演会
おはなし会、朗読会、那珂市の昔ばなしを聴いてみよう
- 平成27年 1月 ブックキャラバン訪問
「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」
- 平成27年 4月 第5回こども図書館まつり開催
映画会、おはなし会、朗読会、しおりをつくろう
- 平成27年 6月 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
- 平成27年10月 第9回図書館まつり開催
多摩六都科学館館長高柳雄一氏による講演会
おはなし会、朗読会、ブックカバーを作ってみよう
- 平成27年12月 来館者300万人に達する
- 平成28年 5月 第6回こども図書館まつり開催
絵本作家いしかわこうじ氏による講演会とワークショップ
映画会、おはなし会、朗読会、ボードゲームであそぼう
- 平成28年 6月 ブックキャラバン訪問
「本とあそぼう全国訪問おはなし隊」
- 平成28年11月 第10回図書館まつり開催
作家童門冬二氏による講演会
おはなし会、朗読会、しおりをつくっちゃお

- 平成29年 4月 第7回こども図書館まつり開催
 バッグつくっちゃお、万華鏡を作ってみよう
 映画会、落語会、おはなし会、朗読会
- 平成29年10月 第11回図書館まつり開催
 万華鏡づくり、ハロウィンライトづくり
 シャープ株式会社取締役西山博一氏による講演会
 おはなし会、腹話術、朗読会
- 平成30年 4月 第8回こども図書館まつり開催
 世界で一つだけのパフェをつくろう、ほんわかライトづくり
 国体オリジナル缶バッジをつくろう！、しおりつくっちゃお！
 映画会、おはなし会、朗読会
- 平成30年10月 第12回図書館まつり開催
 万華鏡づくり、モンスターライトづくり
 歌手・元幕内力士大至氏による講演会
 落語会、おはなし会、朗読会
- 平成31年 4月 第9回こども図書館まつり開催
 空に“ふりかけ”をふらせてみよう、ほんわかライトづくり
 万華鏡づくり、一コマげきじょう、おはなしワンダーランド
 朗読会
- 令和 元年10月 第13回図書館まつり開催
 豆本づくり、万華鏡づくり、ほんわかライトづくり、落語会
 歌手・芹洋子氏による講演会
 おはなしワンダーランド、朗読会
- 令和 元年12月 来館者400万人に達する
- 令和 2年 3月 新型コロナウイルス感染症拡大による茨城県の緊急事態宣言を
 うけて臨時休館とする
- 令和 2年 5月 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて開館する
- 令和 3年 4月 第10回こども図書館まつり開催
 『ものすごくながいちょんまげのとのさまとものすごくなが
 いひげのおうさま』を読んで殿様のちょんまげと王様の王か
 かんをつくってみよう、おはなしワンダーランド、さいころ
 でおはなしつこう
- 令和 3年 8月 新型コロナウイルス感染症拡大による国の緊急事態宣言を受け
 て臨時休館とする（18日）
- 令和 3年 9月 国の緊急事態宣言の解除を受け開館する（19日）

令和 4年 4月 第11回こども図書館まつり開催

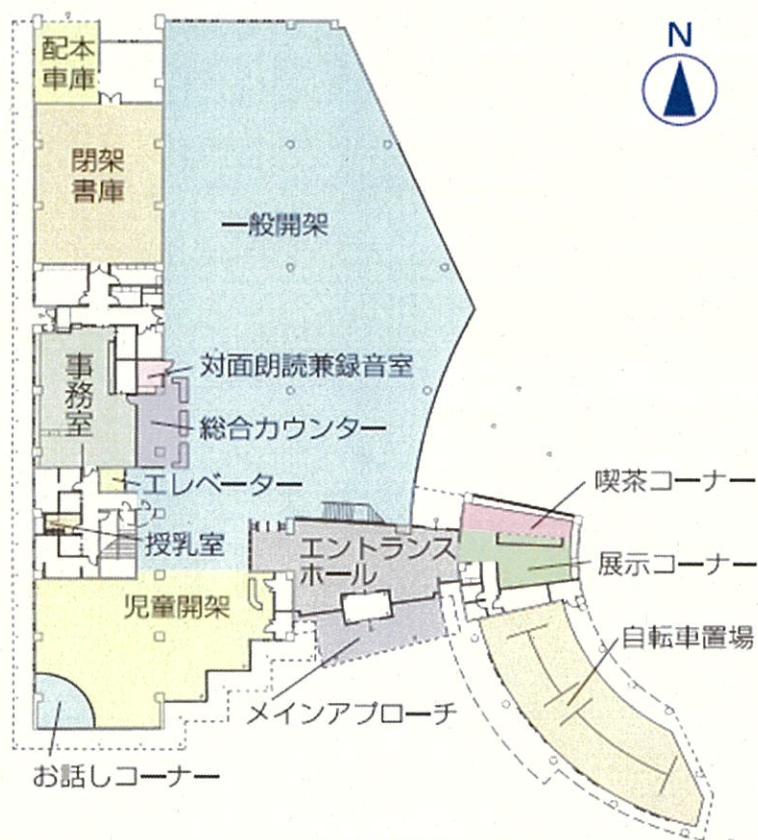
おはなしワンダーランド、ボードゲーム、絵本『いちごパフェエレベーター』を読んでペットボトルでオリジナルパフェ工作をしてみよう！、おはなし会、じゃばらなしおりで那珂あんない、映画会

令和 4年10月 第16回図書館まつり開催

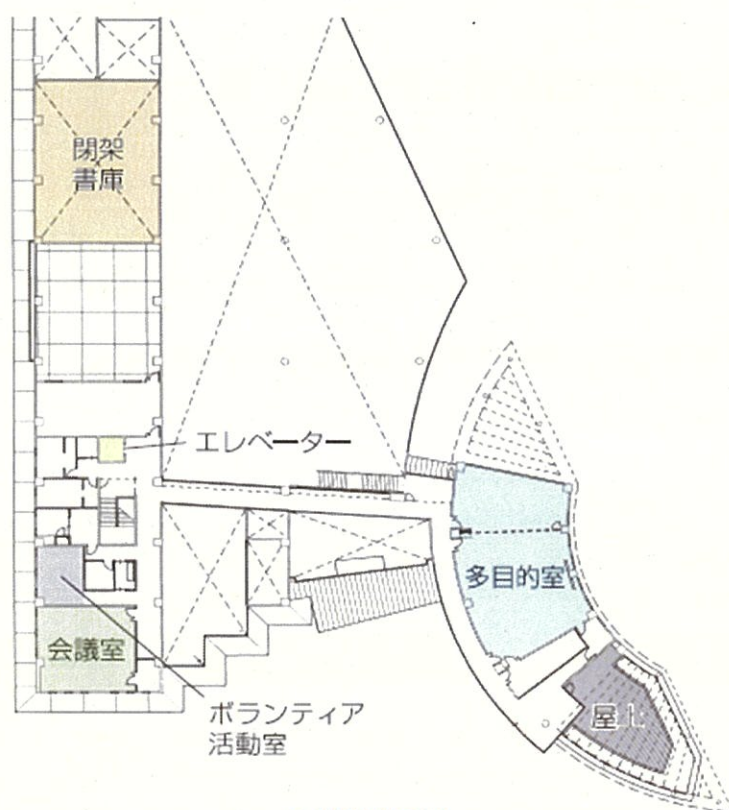
おはなしワンダーランド
外交ジャーナリスト・作家、手嶋龍一氏による講演会
映画会、オリジナルしおりを作ろう！

5 施設の概要

所在地	那珂市菅谷2995番地1
敷地面積	7,540.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
建築面積	2,966.53㎡
延床面積	3,609.69㎡
	1階合計 2,403.61㎡
	一般開架 1,169.73㎡
	児童開架 345.89㎡
	閉架書庫 353.69㎡
	対面朗読兼録音室 8.22㎡
	エントランスホール 155.85㎡
	喫茶コーナー 47.99㎡
	展示コーナー 28.53㎡
	車庫 45.75㎡
	事務室・作業スペース 111.29㎡
	その他 136.67㎡
	2階合計 1,011.40㎡
	多目的室 200.82㎡
	会議室 84.91㎡
	ボランティア活動室 28.09㎡
	その他 697.58㎡
	駐輪場 194.68㎡(70台)
駐車場	108台
収蔵能力	約30万冊
開架書架	約15万冊
閉架書庫	約15万冊
設計監理	桂・団設計共同企業体
施工	本体工事 安藤・武藤・浅川特定建設工事共同企業体
	外構工事 安藤建設株式会社
	株式会社浅川建設
	植栽工事 飛竜造園株式会社
	大高緑化
工事費	本体工事 1,242,150,000円
	外構工事 78,330,000円
	植栽工事 12,736,500円
工期	起工 平成16年12月 2日
	竣工 平成18年 3月24日
開館日	平成18年10月15日



1 階平面図



2 階平面図

6 利用案内

1 開館時間

平日(火～金)	9:30～19:00
土・日・祝日	9:30～17:00

2 休館日

月曜日	(祝日にあたる場合は、次の平日)
月の最終木曜日	(12月を除く。祝日にあたる場合は、次の平日)
年末年始	(12月29日～翌年1月3日)
特別整理期間	(年2回月10日以内)

3 利用登録

図書館資料の貸出、視聴覚機器の利用には、利用登録が必要です。

(1) 利用登録できるかた

- ・那珂市にお住まいのかた
- ・那珂市に通勤・通学しているかた
- ・いばらき県央地域連携中枢都市圏(水戸市、ひたちなか市、笠間市、東海村、城里町、大洗町、茨城町、小美玉市)にお住まいのかた

(2) 利用登録方法

- ・「利用登録申込書」に必要事項を記入し、氏名、住所、生年月日が確認できるもの(健康保険被保険者証、運転免許証など)をお持ちいただきカウンターにお申し出ください。
那珂市に通勤・通学しているかたは、併せて勤務先・通学先を確認できるもの(社員証、学生証など)を提示してください。
- ・登録方法には「手のひら認証」「カード」の2種類があります。
- ・「手のひら認証」登録とは、手のひらの静脈を撮影し、静脈情報と本人情報を関連付けるものです。資料貸出の際には、生年月日の月日4ケタを入力後に手のひらの静脈認証により本人確認を行います。
- ・小学生以上は「手のひら認証」又は「カード」のどちらか一方を選択できます。「カード」を選択した場合でも、後から「手のひら認証」に切り替えることができます。また、「手のひら認証」から「カード」への変更も可能です。

※初回カード発行は無料ですが、再発行は400円かかります。

※1年ごとに本人同席のうえ更新が必要です。

住所、電話番号などの変更がないかカウンターで確認します。

4 資料の貸出

借りたい資料をカウンターにお持ちください。

自動貸出機でも手続きできます。

※「館内」シールが貼られている資料や雑誌の最新号、新聞、行政広報紙は、館内での利用に限ります。

〈貸出数と貸出期間〉

種 類	貸出数	貸出期間
図 書 資 料	10冊以内	15日以内
視聴覚資料	3点以内	8日以内

資料に予約が入っていないときは、当初の返却期限内に手続きをした場合、1回に限り貸出期間の延長ができます。

5 団体貸出

(1) 登録できる団体

市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体など。

〈貸出数と貸出期間〉

種 類	貸出数	貸出期間
図 書 資 料	100冊以内	1か月以内
視聴覚資料	5点以内	8日以内

(2) 登録方法

団体登録申込書に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。
その際、団体責任者の住所、氏名を証明する書類等を提示していただきます。

※審査のため、カード発行には数日かかります。

6 資料の返却

開館時は、資料をカウンターにお持ちください。

閉館時は、ブックポスト、CD・DVDポストを利用してください。

※返却期限日から1週間以上延滞となっているかたは、その資料を返却するまで貸出が停止となります。

7 資料の紛失・汚破損

図書館資料を紛失・汚破損などした場合は、弁償していただく場合があります。

8 資料の予約

借りたい資料が貸出中のときは、2点まで予約することができます。

予約を希望するかたは、「本・雑誌・紙芝居 予約・リクエストカード」または「CD・DVD予約カード」をカウンターに提出してください。

館内に5台設置している資料検索機（OPAC）やインターネットからも予約することができます。

9 資料のリクエスト

借りたい資料が図書館の所蔵にないときは、8点までリクエストすることができます。（リクエストできるのは市内在住のかたに限ります。）

購入、他館からの借用などによりできるだけご要望にお応えします。

リクエストを希望するかたは、「本・雑誌・紙芝居 予約・リクエストカー

ド」をカウンターに提出してください。

1 0 資料の検索

図書館の資料は、館内に5台設置している資料検索機（OPAC）やインターネットで、書名、著者名などから検索することができます。

1 1 レファレンスサービス

図書館利用者が、調査研究等を行うために必要な文献や情報に効率的にたどりつけるように図書館職員がお手伝いします。

1 2 おはなし会の開催

幼児・児童を対象とした「おはなし会」を開催しています。

お気軽においでください。（参加費無料・30分程度）

- ・第1・第3日曜日 午後 2時～
- ・第3木曜日 午前10時30分～
- ・第4土曜日 午後 2時～

1 3 対面朗読サービス

高齢者や視覚障がいのあるかたのために対面朗読サービスを行っております。希望日の2週間前までに図書館へ連絡してください。電話受付も可能です。

対面朗読は対面朗読室で行います。

朗読時間は午前10時から午後4時までの間の2時間以内です。

1 4 コピーサービス

図書館資料に限り、著作権法の範囲内でコピーすることができます。

「図書館資料複写申込書」に必要事項を記入のうえ、資料と一緒にカウンターにお持ちください。

料金：白黒1部 / 10円、カラー1部 / 50円

1 5 DVDブースの利用

図書館所蔵のDVDを視聴できます。利用を希望するかたは、カウンターにお申し出ください。1ブースに3人まで入れます。

利用時間は、1時間又は視聴するDVDの時間となります。最大でも3時間を越えることはできません。

1 6 マルチメディアパソコンの利用

インターネットの利用や、図書館所蔵のDVD、CDを視聴できます。

利用を希望するかたは、カウンターにお申し出ください。

利用時間は1時間以内です。

1 7 オンラインデータベースの利用

オンラインデータベース(新聞記事や法情報など)端末を2台設置しています。利用を希望するかたはカウンターにお申し出ください。

利用時間は1時間以内です。

1 8 国立国会図書館のデジタル化資料の利用

国立国会図書館のデジタル化資料を閲覧・複写することができます。

利用できるのは市立図書館に利用登録をされているかたです。

ログインは職員が行いますので、利用を希望するかたはカウンターにお申し出ください。

複写を希望する場合は、別途申請が必要です。複写は職員が行います。利用時間は1時間以内です。

19 展示コーナー

市内に居住するかた、主として市民により構成された団体は、2週間を限度として展示コーナーを利用できます。

利用を希望するかたは、「施設利用申請書」に必要事項を記入のうえ、カウンターにお申し出ください。

7 資料保有状況

1 図書資料

R5.3.31現在

分類	一般	児童	計	構成比
0 総記	4,308冊	460冊	4,768冊	2.08%
1 哲学	6,007冊	416冊	6,423冊	2.80%
2 歴史	12,901冊	1,689冊	14,590冊	6.36%
3 社会科学	26,217冊	2,381冊	28,598冊	12.46%
4 自然科学	12,952冊	3,480冊	16,432冊	7.16%
5 技術	17,469冊	1,623冊	19,092冊	8.32%
6 産業	6,597冊	928冊	7,525冊	3.28%
7 芸術	15,662冊	1,882冊	17,544冊	7.65%
8 言語	2,355冊	698冊	3,053冊	1.33%
9 文学・小説	53,689冊	14,312冊	68,001冊	29.63%
Y ヤングアダルト	9,364冊		9,364冊	4.08%
I 郷土資料	6,034冊		6,034冊	2.63%
R 参考図書	3,252冊	202冊	3,454冊	1.51%
E 絵本		19,036冊	19,036冊	8.30%
P 紙芝居		1,520冊	1,520冊	0.66%
F 洋書	528冊	453冊	981冊	0.43%
B 大活字	1,901冊		1,901冊	0.83%
G 行政	782冊		782冊	0.34%
U 教科	372冊		372冊	0.16%
計	180,390冊	49,080冊	229,470冊	100.0%

2 AV資料

R5.3.31現在

	種別	計	構成比
1	C D	7,364点	52.9%
2	DVD	6,556点	47.1%
	計	13,920点	100.0%

8 令和5年度予算

(単位:千円)

目	節	金 額			説 明
		令和4年度	令和3年度	比較	
図書館費	1. 報酬	3,363	3,160	203	らぼーる図書室職員報酬、委員報酬
	8. 報償費	668	675	△ 7	講師謝礼
	9. 旅費	166	163	3	普通旅費、費用弁償
	11. 需用費	26,654	38,657	△ 12,003	消耗品費、食糧費、光熱水費、修繕料
	12. 役務費	939	922	17	通信運搬費、手数料、保険料
	13. 委託料	14,124	14,388	△ 264	施設管理、施設警備、緑化管理
	14. 使用料及び賃借料	22,903	22,857	46	使用料(データベース等)、賃借料(図書館システム、複写機、印刷機等)
	18. 備品購入費	15,471	15,809	△ 338	図書、庁用備品
	19. 負担金補助及び交付金	117	198	△ 81	日本図書館協会負担金・茨城県図書館協会負担金等
	27. 公課費	9	9	0	自動車重量税
合 計		84,414	96,838	△ 12,424	

9 令和4年度事業報告

◆こども図書館まつり 4月23日(土)、4月24日(日)

○4月23日(土)

【絵本『いちごパフェエレベーター』
を読んでペットボトルでオリジナル
パフェを工作してみよう！】

13:30～15:30

会場：多目的室

講師：石崎 なおこ氏（絵本作家）

参加人数：32人（子ども16人）



【おはなしワンダーランド】

1部：10:00～10:30

2部：11:00～11:30

会場：会議室

出演：児童サービスボランティア

内容：読み聞かせ、パネルシアター

参加人数：15人（子ども11人）



【ボードゲーム】

1部：10:00～11:30

2部：13:00～14:30

会場：展示コーナー

講師：大森 佑樹氏

（いばらきスクールサポーター

・ボードゲームコレクター）

参加人数：43人（子ども28人）



○4月24日(日)

【見て聞いて親子で楽しもう！春の
始まりはファニーずと！！】

1部：10:00～10:30

2部：11:00～11:30

会場：多目的室

出演：ファニーず（読み聞かせの会）、
児童サービスボランティア

参加人数：43人



【じゃばらなしおりで那珂あんない】

14:00～16:00

会場：エントランス

講師：小松崎 浩司氏（茨城女子
短期大学准教授及び学生）

参加人数：26人（子ども18人）



【映画会】

1部：13:00～ 2部：15:00～

会場：多目的室

内容：「映画すみっこ暮らしととびだす絵本とひみつのコ」

「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT 太陽系の段◆月の段」

参加人数：39人（子ども22人）

◆おすすめ絵本お楽しみ貸貸出（こども読書週間啓発事業）

4月23日（土）～5月12日（木） 28袋貸出

◆第1回図書館協議会（書面会議）

7月21日（木）資料発送

○令和4年度図書館要覧について（承認）

○第3次那珂市読書活動推進計画進捗状況について（承認）

◆夏のボランティア体験

読み聞かせ 8月21日（日）：4人

図書修理 8月18日（木）、8月24日（水）：4人

配架 8月 9日（火）、8月23日（火）：4人

◆夏休み！おはなし会

8月21日（日）

14:00～14:30 参加人数：7人（子ども3人）

16:00～16:30 参加人数：5人（子ども2人）

出演：児童サービスボランティアほか



◆夏休み！理科実験教室

8月24日（水）

10:00～正午、13:00～15:00

会場：会議室

講師：量子科学技術研究開発機構
那珂研究所職員



内容：偏光板を使った万華鏡作りほか
参加人数：86人（子ども60人）

◆蔵書点検による休館

9月26日（月）～10月3日（月）

◆古本市

10月8日（土）、10月9日（日）

保存年限が終了し、除籍した雑誌等を利用者に無償で譲渡

会場：駐輪場

◆市内小中学生のおすすめ本紹介カードの展示

10月28日（金）～11月13日（日）

会場：エントランス

内容：市内の各小中学校の児童生徒が
おすすめする本の紹介カードを
市立図書館に展示しました。

参加校：小学校9校、中学校5校



◆親に贈りたい一冊貸出

10月28日（金）～11月30日（水）

参加校：市内中学校5校

内容：親子で話し合い、きずなを深める
きっかけにさせていただくとともに、読書
活動がますます盛んになることを目的と
して、那珂市内中学校の生徒に「親に贈
りたい一冊」を募集し、応募をいただい
た本を図書館に特設コーナーを設置して
貸出をしました。



◆図書館まつり 10月29日（土）、10月30日（日）

○10月29日（土）

【おはなしワンダーランド】

11:00～正午

会場：展示コーナー

内容：大型絵本、パネルシアター、紙芝居、エプロンシアター

出演：児童サービスボランティア

参加人数：23人（子ども12人）

【講演会】

13:00～15:00

会場：多目的室

講師：手嶋 龍一氏

演題：「危機の時代をどう読み解くか～
台湾有事とプーチンの戦争～」

参加人数：110人



○10月30日（日）

【オリジナルしおりをつくろう！】

14:00～16:00

会場：エントランス

講師：小松崎 浩司氏

（茨城女子短期大学准教授
及び学生）

参加人数：24人（子ども17人）



【映画会】

1部：10:30～ 2部：13:30～ 多目的室

内容：「ふしぎ駄菓子屋銭天堂 型ぬき人形グミ ほか9話」
「ある町の高い煙突」

参加人数：24人（子ども6人）

◆消防総合訓練

11月24日（木）

10:30～11:30

講師：消防本部予防課職員



避難訓練



消火訓練

◆クリスマスお楽しみ貸貸出

12月16日（金）～18日（日）

内容：司書選書によるおすすめ絵本を
図書館オリジナルトートバッグ
（ネイビー）1袋に2冊を入れて
貸し出す。
オリジナルトートバッグは記念品
としてプレゼント。

参加人数：100人



◆クリスマスおはなし会

12月24日（土）

14:00～15:00

会場：会議室

出演：児童サービスボランティア

内容：読み聞かせ、紙芝居、
パネルシアター

参加人数：19人（子ども12人）



◆「20歳のあなたへ 那珂市立図書館おすすめ本貸出」

令和5年1月4日（水）～26日（木）

内容：20歳の心構えの形成、20歳というものを考えるきっかけづく
りとして、おすすめの本の貸出を行う。

対象：令和5年に20歳を迎えられるかた、興味のあるかた

参加人数：36人

◆新春落語会

1月15日（日）

11:00～正午

会場：会議室

出演：茨城大学落語研究会、
児童サービスボランティア

参加人数：27人



◆図書館ボランティアスキルアップ研修

2月19日（日）

10:00～11:30

会場：会議室

講師：綿引 喜恵子 先生

（茨城キリスト教大学、
茨城女子短期大学、
リリーこども＆スポーツ
専門学校非常勤講師）

内容：「絵本の力」としての読み聞かせ
（読み聞かせ技術の習得）

参加人数：14人



◆第2回図書館協議会

3月8日（水）

○令和4年度事業報告

○令和5年度図書館事業計画（案）について

○令和5年度歳出予算説明について



◆古本市

3月19日（日）

保存年限が終了し、除籍した雑誌等を
利用者に無償で譲渡

会場：多目的室



(通年)

◆ブックスタート

4～5か月乳児健康相談時に、児童サービスボランティアによる読み聞かせ、絵本の配布をおこなう。

会場：総合保健福祉センター「ひだまり」

地域子育てセンター「つぼみ」

対象乳児数：291人

参加者：253人

参加率：86.94%

(令和5年3月末現在)



◆おはなし会

毎月 第1・3日曜日、第4土曜日 14:00～ おはなしコーナー

(第1日曜日：図書館司書による)

6月5日：子ども5人・大人4人

7月3日：子ども2人・大人1人

9月4日：子ども3人・大人2人

11月6日：子ども3人・大人2人

12月4日：子ども1人・大人1人

2月5日：子ども2人・大人1人

3月5日：子ども2人・大人1人



(第3日曜日：児童サービスボランティアによる)

6月19日：子ども7人・大人4人

7月17日：子ども3人・大人2人

9月18日：子ども7人・大人2人

10月16日：子ども3人・大人2人

11月20日：子ども7人・大人4人

1月15日：子ども2人・大人2人

2月19日：子ども6人・大人5人

3月19日：子ども6人・大人3人



(第4土曜日：児童サービスボランティアによる)

6月25日：子ども5人・大人3人

9月24日：子ども1人・大人1人

10月22日：子ども5人・大人3人

11月26日：子ども5人・大人2人

1月28日：子ども4人・大人2人

2月25日：子ども6人・大人4人

3月25日：子ども3人・大人4人



◆エントランスで朗読会（大人向け）

毎月 第3日曜日 15:00～

会場：エントランス

（児童サービスボランティア
による）

7月17日：大人1人

8月21日：大人2人

10月16日：大人1人

11月20日：大人2人

1月15日：子ども1人・大人4人

2月19日：子ども4人・大人3人

3月19日：大人1人



◆図書館見学

○小学校

・芳野小 35人（6月）

・横堀小 36人（6月）

・菅谷西小 5人（11月）

○保育所

・かしま台保育園

24人（11月）



◆インターンシップ

○大学

・常磐大学 2人（8月）

・茨城女子短期大学 3人（8月）

・茨城大学 1人（8月）



◆学校定期配送便制度

毎月1回、図書館資料を活用したい学校へ配送する制度

※学校1校につき1回（1ヶ月）100冊まで

利用校：延べ35校 貸出冊数：延べ2,092冊

◆司書さんのおすすめ本

2か月に1度、広報「なか」におすすめ本紹介を掲載。



◆研修

- ・ 県内公立図書館長会議及び研修会（４月）
- ・ eラーニングによる情報連携に向けた研修（５月～）
- ・ 第１回初任者研修会（６月）
- ・ 第２回初任者研修会（７月）
- ・ 公共図書館セミナー（７月）
- ・ サピエ研修会（７月）
- ・ 公共図書館向け web セミナー（８月）
- ・ ステップアップ研修会（９月）
- ・ 公共図書館向け web セミナー（９月）
- ・ 児童サービス研修会（１０月）
- ・ 図書修理（絵本）研修会（１月）
- ・ レファレンスサービス研修会（１月）

10 指標

人 口 (令和5年4月 1日現在)	53,683 人
登 録 者 数 (令和5年3月31日現在)	41,323 人
市内登録者数 (令和5年3月31日現在)	27,496 人
令 和 4 年 度 貸 出 者 数	88,389 人
令 和 4 年 度 貸 出 数	361,997 点
令 和 4 年 度 貸 出 数 (市 内 登 録 者)	268,426 点
資 料 数 (令和5年3月31日現在)	243,390 点
令 和 4 年 度 年 間 資 料 購 入 数	7,167 点
市 予 算 (令和5年度一般会計)	22,620,000 千円
図 書 館 管 理 運 営 費 等 (令 和 5 年 度 一 般 会 計)	84,414 千円
資料購入費 (令和5年度予算額)	15,000 千円

登 録 率	市内登録者数 人口	$\frac{27,496 \text{ 人}}{53,683 \text{ 人}} = 51.2 \%$
市民一人当たりの貸出数	貸出数(市内登録者) 人口	$\frac{268,426 \text{ 点}}{53,683 \text{ 人}} = 5.0 \text{ 点}$
登録者一人当たりの貸出数	貸出数 登録者数	$\frac{361,997 \text{ 点}}{41,323 \text{ 人}} = 8.8 \text{ 点}$
資 料 回 転 率	貸出数 資料数	$\frac{361,997 \text{ 点}}{243,390 \text{ 点}} = 148.7 \%$
市民一人当たりの年間購入数	年間購入数 人口	$\frac{7,167 \text{ 点}}{53,683 \text{ 人}} = 0.1 \text{ 点}$
市民一人当たりの資料数	資料数 人口	$\frac{243,390 \text{ 点}}{53,683 \text{ 人}} = 4.5 \text{ 点}$
市 予 算 に 占 め る 図 書 館 管 理 運 営 費	図書館費 市予算(一般)	$\frac{84,414 \text{ 千円}}{22,620,000 \text{ 千円}} = 0.4 \%$
市民一人当たりの図書館 管 理 運 営 費	図書館費 人口	$\frac{84,414 \text{ 千円}}{53,683 \text{ 人}} = 1572.5 \text{ 円}$
市民一人当たりの資料購入費	資料購入費 人口	$\frac{15,000 \text{ 千円}}{53,683 \text{ 人}} = 279.4 \text{ 円}$

1 1 利用状況

(1) 来館者数及び登録者数

月	来館者	1日平均	平日平均	土日祝日平均	登録者数	開館日数
令和4年4月	15,046人	602人	520人	724人	80人	25日
5月	14,777人	591人	501人	689人	74人	25日
6月	15,310人	612人	509人	832人	84人	25日
7月	18,007人	693人	602人	815人	101人	26日
8月	19,336人	773人	780人	762人	123人	25日
9月	13,735人	624人	528人	740人	54人	22日
10月	14,351人	624人	520人	785人	62人	23日
11月	15,659人	626人	518人	789人	64人	25日
12月	13,598人	567人	474人	751人	56人	24日
令和5年1月	15,247人	663人	578人	796人	74人	23日
2月	15,572人	677人	560人	860人	78人	23日
3月	15,978人	615人	546人	744人	85人	26日
合計	186,616人				935人	292日

(2) 来館者等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来館者数	176,153	347,565	329,775	313,400	309,001	270,221
登録者数	1,289	2,295	1,912	1,691	1,589	1,502
貸出資料数(AV含)	273,967	522,876	490,795	483,238	471,537	470,088
資料数(AV含)	143,660	154,933	164,505	172,379	181,554	191,028

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数	257,534	259,396	243,890	147,929	166,505	186,616
登録者数	1,334	1,297	1,225	731	964	935
貸出資料数(AV含)	459,191	443,054	393,356	306,908	344,881	361,997
資料数(AV含)	200,219	209,378	217,876	226,549	235,418	243,390

(3) 年齢別・性別貸出資料数

令和4年4月1日～令和5年3月31日

年齢	一般	児童	郷土	その他	A V資料	計
6歳以下	288点	10,777点	1点	139点	959点	12,164点
7歳～15歳	8,293点	37,530点	51点	512点	2,104点	48,490点
16歳～22歳	3,217点	1,616点	39点	117点	428点	5,417点
23歳～29歳	4,490点	3,529点	87点	675点	900点	9,681点
30歳～39歳	14,012点	29,673点	119点	1,943点	4,260点	50,007点
40歳～49歳	28,752点	26,597点	198点	4,635点	5,703点	65,885点
50歳～59歳	29,852点	5,651点	292点	5,057点	5,054点	45,906点
60歳～69歳	36,731点	3,982点	292点	6,192点	5,899点	53,096点
70歳以上	46,686点	2,964点	398点	6,064点	8,184点	64,296点
団 体	1,133点	5,820点	63点	17点	22点	7,055点
計	173,454点	128,139点	1,540点	25,351点	33,513点	361,997点

令和4年4月1日～令和5年3月31日

年齢	男		女		無		計	
	人数	資料数	人数	資料数	人数	資料数	人数	資料数
6歳以下	968人	6,017点	899人	6,047点	11人	100点	1,878人	12,164点
7歳～15歳	3,199人	17,233点	5,903人	31,188点	18人	69点	9,120人	48,490点
16歳～22歳	347人	1,039点	1,129人	4,342点	12人	36点	1,488人	5,417点
23歳～29歳	889人	2,719点	1,390人	6,960点	1人	2点	2,280人	9,681点
30歳～39歳	2,366人	10,520点	7,319人	39,314点	27人	173点	9,712人	50,007点
40歳～49歳	4,134人	15,582点	10,825人	50,260点	5人	43点	14,964人	65,885点
50歳～59歳	5,774人	17,913点	7,155人	27,992点	1人	1点	12,930人	45,906点
60歳～69歳	7,483人	22,312点	7,804人	30,364点	169人	420点	15,456人	53,096点
70歳以上	11,849人	36,843点	6,961人	27,287点	54人	166点	18,864人	64,296点
団 体							1,697人	7,055点
計	37,009人	130,178点	49,385人	223,754点	298人	1,010点	88,389人	361,997点

(4) 相互貸借状況

他館への貸出冊数	969冊
他館からの借受冊数	373冊

(5) 寄贈受入状況

図書資料受入冊数	1,137冊
視聴覚資料受入点数	3冊

(6) 展示コーナー利用状況

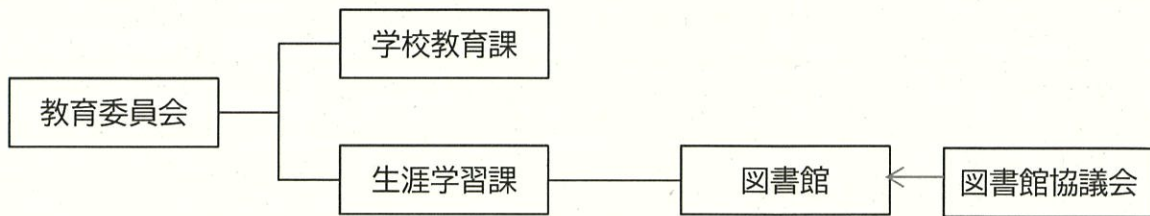
	利用者	利用期間	利用目的
1	水彩会	R4. 6. 2～ 6.15	水彩画展示
2	四季の会	R4. 7.13～ 7.20	水彩画展示
3	那珂市秘書広聴課	R4. 8. 4～ 8.16	平和祈念事業パネル展
4	楽画会	R4. 9. 9～ 9.15	絵画展示
5	四季の会	R4.12.14～12.21	水彩画展示
6	楽画会	R5. 2.10～ 2.17	絵画展示
7	菅谷まちづくり委員会	R5. 3.17～ 3.19	那珂市立第一中学校・第四中学校美術部展



平和記念事業パネル展

1 2 組織

(1) 機構・組織



(2) 図書館協議会

①令和5年度委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

番号	氏 名	区 分	備 考
1	安 修 一	学 校 教 育 関 係	那珂市教育研究会 学校図書館研究部
2	星 野 こずえ		那珂市教育研究会 総合的な学習の時間研究部
3	外 山 ヒ サ	社 会 教 育 関 係	那珂市社会教育委員の会議
4	奈 良 和 代		那珂市文化協会
5	田 口 恵	家 庭 教 育 関 係	那珂市立幼稚園PTA連絡協議会
6	綿 引 けい子		青少年育成那珂市民会議
7	仲 田 昭 一	学 識 経 験 者	歴史的分野の学識経験者
8	大 谷 耕 治		読書団体・ボランティア団体等の代表
9	中 野 知 子	公 募	
10	菅 野 満 穂		

②令和4年度活動状況

	開催日	会議内容
第1回	7月21日 (書面会議)	図書館要覧について 読書活動推進計画進捗状況について
第2回	3月8日	令和4年度那珂市立図書館事業報告について 令和5年度那珂市立図書館事業計画(案)について 令和5年度那珂市立図書館歳出予算説明について

13 ボランティア

(1) ボランティアの登録者数

登録者数 51人

(2) ボランティアの種類

ボランティアの種類	活 動 内 容
1 代読サービス	対面朗読など。
2 児童サービス	絵本、紙芝居の読み聞かせなど。
3 図書修理	図書館所蔵の図書の修理など。
4 イベント・広報	図書館で行われる各種催し物の運営補助や広報活動など。
5 環境美化・資料配架	図書館内外の美化、図書資料の配架、書架整理など。
6 ブックススタート	絵本の配付、読み聞かせなど。

(3) ボランティアの実績

ボランティアの種類	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	登録者	活動日数	活動人数	登録者	活動日数	活動人数	登録者	活動日数	活動人数
1 代読サービス	5人	0日	0人	6人	0日	0人	7人	0日	0人
2 児童サービス	10人	0日	0人	11人	7日	17人	13人	20日	72人
3 図書修理	11人	22日	51人	14人	43日	170人	14人	51日	265人
4 イベント・広報	3人	0日	0人	5人	0日	0人	7人	0日	0人
5 環境美化・資料配架	10人	10日	11人	14人	69日	71人	16人	115日	125人
6 ブックススタート	15人	0日	0人	14人	7日	43人	18人	14日	79人
登録者計（重複あり）	54人	32日	62人	64人	126日	301人	75人	200日	541人

(4) ブックススタートの実績

摘要	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象乳児数	337人	289人	291人
参加者	279人	255人	253人
参加率	82.8%	88.2%	86.9%

1 4 新聞・雑誌一覧

1 新聞

令和4年度

	紙 名		紙 名
1	朝日新聞	10	サンケイスポーツ
2	読売新聞	11	東京新聞
3	毎日新聞	12	The Japan News
4	産経新聞	13	しんぶん赤旗（日曜版）
5	茨城新聞	14	しんぶん赤旗
6	日本経済新聞	15	公明新聞（日曜版）
7	日刊工業新聞	16	朝日小学生新聞
8	日本農業新聞	17	朝日中高生新聞
9	日刊スポーツ		

雑 誌 名		雑 誌 名	
1	AERA(アエラ)	45	月刊 バスケットボール
2	赤ちゃん和妈妈	46	月刊 Hanada
3	アニメージュ	47	月刊 バレーボール
4	一個人	48	月刊 ピアノ
5	ENGLISH JOURNAL (イングリッシュジャーナル)	49	月刊 福祉
		50	月刊 文化財
6	VERY (ヴェリィ)	51	月刊 HOBBY JAPAN (ホビージャパン)
7	UOMO (ウオモ)	52	月刊 みと
8	美しいキモノ	53	月間 MOE (モエ)
9	馬ライフ	54	月刊 陸上競技
10	栄養と料理	55	GOETHE (ゲーテ)
11	SFマガジン	56	健康365
12	ESSE (エッセ)	57	現代農業
13	NHKきょうの健康	58	現代の図書館
14	NHKきょうの料理	59	建築知識
15	NHK趣味の園芸	60	剣道時代
16	NHK趣味の園芸 やさいの時間	61	国立国会図書館月報
17	NHKすてきにハンドメイド	62	こどもとしょかん
18	LDK	63	子どもと読書
19	えんぶ	64	子供の科学
20	Oggi	65	こどものとも
21	OZ magazine (オズマガジン)	66	こどものとも012
22	男の隠れ家	67	こどものとも年少版
23	オール讀物	68	こどものとも年中向き
24	オレンジページ	69	この本読んで!
25	音楽の友	70	ゴルフダイジェスト
26	会社四季報	71	サライ
27	かがくのとも	72	JTB時刻表
28	Casa BRUTUS (カーサブルータス)	73	視聴覚教育
29	かぞくのじかん	74	社会教育
30	CUT(カット)	75	終活読本ソナエ
31	からだにいいこと	76	週刊 朝日
32	Ku:nel (クウネル)	77	週刊 エコノミスト
33	暮らしの手帖	78	週刊 サンデー毎日
34	CREA (クレア)	79	週刊 新潮
35	クロワッサン	80	週刊 文春
36	芸術新潮	81	ジュリスト
37	蜚雪時代	82	将棋世界
38	月刊 アクアライフ	83	小説新潮
39	月刊 クーヨン	84	小説すばる
40	月刊 碁ワールド	85	常陽藝文 (じょうようげいぶん)
41	月刊 サッカーマガジン	86	新聞研究
42	月刊 自家用車	87	SCREEN (スクリーン)
43	月刊 天文ガイド	88	Sports Graphic Number (スポーツグラフィックナンバー)
44	月刊 Newsがわかる		

	雑 誌 名		雑 誌 名
89	住まいの設計 Sumai	134	PHP (ピーエイチピー)
90	スマッシュ	135	PEAKS (ピークス)
91	墨 (すみ)	136	美術手帖
92	相撲	137	美的
93	正論	138	BE-PAL (ビーパル)
94	世界	139	ひよこクラブ
95	装苑	140	フィガロジャポン
96	ソトコト	141	婦人公論
97	ダイヤモンドZai (ザイ)	142	BRUTUS (ブルータス)
98	TIMEアジア版	143	フローリスト
99	DIME (ダイム)	144	文藝春秋
100	ダ・ヴィンチ	145	文藝春秋
101	たかさんのふしぎ	146	プレジデント
102	Tarzan (ターザン)	147	ベースボールマガジン
103	多聴多読マガジン	148	Pen (ペン)
104	卓球王国	149	本の雑誌
105	旅と鉄道	150	毎日が発見
106	旅の手帖	151	Mac Fan (マックファン)
107	たまごクラブ	152	MAMOR (マモル)
108	短歌	153	ミステリマガジン
109	dancyu (ダンチュウ)	154	ミセスのスタイルブック
110	タンデムスタイル	155	みんなの図書館
111	中央公論	156	MEN'S CLUB (メンズクラブ)
112	つり人	157	MORE (モア)
113	鉄道ジャーナル	158	Motor Magazine (モーターマガジン)
114	点字ジャーナル	159	野菜だより
115	天然生活	160	山と溪谷
116	ドゥーパ!	161	ゆうゆう
117	図書館雑誌	162	ユリイカ
118	NATIONAL GEOGRAPHIC (ナショナルジオグラフィック) 日本版	163	ランナーズ
		164	LEE (リー)
119	Nicola (ニコラ)	165	歴史人
120	日経WOMAN (ウーマン)	166	レコード芸術
121	日経エンタテインメント!	167	ロケーションジャパン
122	日経サイエンス	168	rockin' on (ロッキングオン)
123	日経TRENDY (トレンディ)	169	rockin' on JAPAN (ロッキングオンジャパン)
124	日経PC (ピーシー) 21		
125	日経マネー	170	和楽 (わらく)
126	CAPA	171	wan (ワン)
127	日本児童文学		
128	ニューズウィーク日本版		
129	Newton (ニュートン)		
130	猫びより		
131	non・no (ノンノ)		
132	俳句		
133	Bicycle Club (バイシクルクラブ)		

15 条例・規則

○那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成18年3月9日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第10条の規定に基づき、那珂市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
那珂市立図書館	那珂市菅谷2995番地1

(職員)

第3条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定に基づき、図書館に那珂市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、那珂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年8月22日
教委規則第5号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 組織及び職務（第9条—第11条）
- 第3章 閲覧及び個人貸出し（第12条—第21条）
- 第4章 相互貸借（第22条—第28条）
- 第5章 団体貸出し（第29条—第32条）
- 第6章 身体障害者等への貸出し（第33条—第37条）
- 第7章 寄贈（第38条・第39条）
- 第8章 図書館施設の使用（第40条—第42条）
- 第9章 図書館協議会（第43条—第45条）
- 第10章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成18年那珂市条例第18号）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第3条に掲げる事業その他図書館の目的達成に必要な事業を行う。

（開館及び休館日）

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- （1） 火曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という）を除く。）午前9時30分から午後7時まで
- （2） 土曜日、日曜日及び祝日 午前9時30分から午後5時まで
- （3） 前2号の規定にかかわらず、毎年1月4日の開館は午後1時からとし、12月28日の閉館は正午とする。ただし、当該日が次項に規定する休館日に当たるときは、直近の開館日を同様の開館時間とする。

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 月曜日（その日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）
- （2） 12月を除く月の最終木曜日（その日が祝日に当たるときは、その翌日）
- （3） 12月29日から翌年1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）
- （4） 特別整理期間（毎年2回10日以内）

3 館長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又

は休館日以外に臨時に休館することができる。

(遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書、記録、郷土資料、紙芝居、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「図書館資料」という。）を持ち出さないこと。
- (2) 館内（その敷地を含む。以下同じ。）においては静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 館内において喫煙をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 他人の迷惑になる物品又は動物の類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(利用の制限)

第6条 館長は、この規則及び館長の指示に違反した者に対し、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(販売行為等の禁止)

第7条 入館者は、館内において、物品の販売その他これに類する行為又は広告その他これに類するものの掲示若しくは配布をしてはならない。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第8条 入館者は、図書館資料並びに館内の施設及び機材、器具等を亡失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

第2章 組織及び職務

(組織及び事務分掌)

第9条 図書館に、管理グループを置く。

2 前項に規定するグループの事務分掌は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に規定するグループに関し必要な事項については、那珂市グループ制に関する規則（平成22年那珂市規則第6号）の例による。

(職員)

第10条 図書館に必要な応じ、副館長、係長その他の職員を置くことができる。

(職務)

第11条 館長は、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け、その担当する事務に従事する。

第3章 閲覧及び個人貸出し

(閲覧方法)

第12条 図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で閲覧するものとし、退館するときに返却しなければならない。

(個人貸出しの対象)

第13条 図書館資料の館外利用及び視聴覚機器の利用ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者及び別表第2に掲げる市町村に居住する者
- (2) 市外に居住する者のうち、市内に通学し、又は通勤するもの（別表第2に掲げる市町村に居住する者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか館長が承認した者

(個人貸出しの利用登録)

第14条 図書館資料の館外利用及び視聴覚機器の利用をしようとする者は、図書館利用登録申込書（様式第1号）を提出するとともに、住所及び氏名並びに前条に該当する者であることが確認できるものを提示し、利用登録を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による登録の申込みを受けたときは、内容を確認した後、手のひら静脈パターン登録の実施又は図書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）を交付する。

(個人貸出しの利用手続)

第15条 前条第2項の規定により利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、図書館資料を館外において利用又は館内で視聴覚機器を利用しようとするときは、手のひら静脈パターンの認証又は利用カードの提示をしなければならない。

(利用カードの取扱い)

第16条 利用カードの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 利用カードを紛失し、又は登録した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届出なければならない。
- (2) 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (3) 利用カードが登録者本人以外の者によって使用され損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(貸出数量)

第17条 館外において、同時に貸出しすることができる図書館資料の数量は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 図書及び紙芝居（以下「図書資料」という。） 1人10冊以内
- (2) 視聴覚資料 1人3点以内

(貸出図書の制限)

第18条 次の図書館資料は、館外貸出しを行わない。ただし、館長が認めたものについては、この限りでない。

- (1) 貴重図書、参考図書、郷土資料及び逐次刊行物
- (2) その他館長が館外貸出しを不適當と認めたもの
(貸出期間)

第19条 館外貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料 貸出しの日から15日以内
- (2) 視聴覚資料 貸出しの日から8日以内

2 前項の館外貸出期間満了後、同一図書館資料を継続して利用しようとするときは、いったん返却し、改めて貸出しの手続を行わなければならない。

(貸出しの停止)

第20条 館長は、館外貸出期間満了後、図書館資料を返却しないときは、その者に対して、以後の図書の貸出しを一時停止することができる。

(図書館資料の複写)

第21条 図書館資料の複写をしようとする者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定された範囲内で複写をすることができる。利用者は図書館資料複写申込書（様式第3号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する図書館資料の複写に要する費用（著作権法上の使用料を含まない。）は、申込者の負担とし、別に定める。ただし、館長が必要と認めるときは、その金額を免除することができる。

3 図書館資料の複写における著作権法上の規定による一切の責任は、当該複写の申込みをした者が負うものとする。

第4章 相互貸借

(資料の貸出し)

第22条 館長は、その所蔵する資料を他の図書館に貸し出すことができる。ただし、次に掲げる資料は、この限りでない。

- (1) 受入れ後3か月を経過していない新刊図書
- (2) 館内閲覧用資料
- (3) 郷土資料（複本があるものを除く）
- (4) 視聴覚資料
- (5) 最新号の雑誌
- (6) 利用が多く見込まれる資料
- (7) 送付が困難な資料
- (8) その他、館長が貸出しを不適當と認めた資料

2 前項ただし書の規定にかかわらず、館長が適當と認めた資料は、貸し出すことができる。

(貸出資料の利用)

第23条 資料の貸出しを受ける図書館は、当該貸出しを受ける図書館の利用規則等に基づき、利用することができる。ただし、館長が必要と認めるときは利用の条件を付すものとし、貸出しを受ける図書館はその条件を遵守しなければならないものとする。

(資料の借受け)

第24条 館長は、利用者の申し込みにより、他の図書館に資料の借受けを申込みことができる。

2 前項に規定する資料の借受けは、那珂市立図書館資料収集方針に基づいて行うものとする。

(借受資料の利用者の資格)

第25条 前条の規定に基づき借り受けた資料（以下「借受資料」という。）を利用できる者は、図書館に利用登録している者のうち、市内に住所を有する者とする。

(借受資料の利用)

第26条 借受資料を利用する者は、図書館の利用規則等に基づき、利用することができる。ただし、資料を貸し出す図書館から利用の条件を付されたときは、その条件に従い、借受資料を利用しなければならない。

(費用負担)

第27条 資料の借受けに要する費用の全部は、借受資料を利用する者が負担するものとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、市が負担するものとする。

(賠償責任)

第28条 利用者が借受資料を紛失、汚損若しくは破損した場合は、当該借受資料を貸し出した図書館の指定する方法により弁償等を行うものとする。

第5章 団体貸出し

(団体貸出しの数量及び期間)

第29条 団体の館外利用については、図書資料は1団体につき100冊以内、視聴覚資料は1団体につき5点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から1月以内とする。ただし、視聴覚資料については、貸出しの日から8日以内とする。

3 館長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらずその数量及び期間を別に指定することができる。

(団体貸出しの対象)

第30条 団体貸出しは、市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体に対し行うものとする。

(団体貸出しの利用手続)

第31条 貸出しを受けようとする団体は、責任者を定め、団体登録申込書（様式第4号）を提出するとともに、団体責任者の住所及び氏名を証明する書類等を提示するものとする。

2 前項の規定による登録の申込みを受けた場合は、内容を確認した後利用カードを交付し、貸出しを行うものとする。

3 団体貸出しに伴う一切の責任は、当該団体の責任者に帰するものとする。

4 団体貸出図書の運搬は、貸出しを受けた団体が行うものとする。団体貸出図書の運搬に要する費用は、貸出しを受けた団体の負担とする。ただし、館長が必要

と認めるときには、この限りでない。

(貸出しの停止)

第32条 貸出期間満了後、図書館資料を返却しないときは、その団体に対して以後の図書館資料の貸出しを、一時停止することができる。

第6章 身体障害者等への貸出し

(自宅配送)

第33条 身体障害等の理由により、来館することが困難であると認められる者に対し、館長は、配送及び郵送（以下「配送等」という。）により図書館資料を貸し出すことができる。

(対象)

第34条 配送等により図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であって、身体の障害により図書館へ来館することが困難であると認められるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級から3級までの障害のあるもの。ただし、肢体不自由下肢障害者及び体幹障害者にあつては、1級から6級までのもの

(2) 前号の規定に準ずる者で、配送等による貸出し以外に図書館資料の利用が困難であると館長が認めたもの

(登録)

第35条 前条に該当する者が図書館資料の貸出しを希望するときは、図書館資料配送等貸出申込書（様式第5号）により、館長の承認を受けなければならない。

(配送等貸出数量及び期間)

第36条 配送等の貸出数量及び期間は、個人貸出しの貸出数量及び期間に準ずる。

(費用負担)

第37条 配送等に要する費用の全部は市の負担とする。

第7章 寄贈

(図書館資料の寄贈)

第38条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

(寄贈の手続)

第39条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、図書館資料寄贈申込書（様式第6号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申し込みを受けた場合に、当該資料が図書館に必要と認めるときには、資料の寄贈を受けることができる。この場合において、館長は、寄贈を受けた資料について、教育長まで報告することとする。

3 館長は、図書館資料を受領したときは、図書館資料受領書（様式第7号）を寄贈者に交付するものとする。

4 寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、当該費用の一部又は全部を市が負担するものとする。

第8章 図書館施設の使用

(使用の対象)

第40条 図書館は、その事業運営に支障がない限りにおいて、図書館事業に関連のある会議、研究会及び催事等の目的で、館長が適当と認めたものに対し、館内施設を使用させることができる。

(使用の手続)

第41条 図書館施設を使用しようとする者は、図書館施設使用申込書（様式第8号）を館長に提出し、図書館施設使用許可書（様式第9号）の交付を受けなければならない。

2 前項の使用時間は、図書館の開館時間内とする。

(使用の制限)

第42条 館長は、図書館施設の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 使用目的が申請内容と違ったとき。
- (3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 館長が運営上特に支障があると認めたとき。

第9章 図書館協議会

(組織)

第43条 那珂市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第44条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 館長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第45条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第10章 雑則

(補則)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第8号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○那珂市立図書館展示コーナー使用規程

平成21年12月15日

教委規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、那珂市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年那珂市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、那珂市立図書館（以下「図書館」という。）の展示コーナーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 展示コーナーは、本市の文化・教育活動や生涯学習で積み上げた成果等の展示又は図書館での募集作品の展示の場として使用することにより、本市の文化の発展及び図書館事業の推進に資することを目的とする。

(使用の対象)

第3条 展示コーナーを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 主として市民により構成された団体
- (3) その他図書館の館長（以下「館長」という。）が必要と認めたもの

(使用の申込み)

第4条 展示コーナーを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、展示開始2月前から1週間前までに図書館施設使用申込書（規則様式第8号。以下「使用申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 館長は、展示コーナーの使用を許可したときは、図書館施設使用許可書（規則様式第9号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。

2 前項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、展示物を搬入及び撤去をするときは、使用許可書を携帯し、館長の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 展示コーナーを使用できる期間は、準備、搬入、撤収及び後片付けを含み2週間以内とする。

(使用の制限)

第7条 使用者が、展示コーナーを使用できる回数は年2回とし、再度使用する場合は、前回の使用終了日から3月が経過しなければ使用することができない。ただし、館長が認めた場合はこの限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を取消し、中止し、又は制限するものとする。この場合において、損害が生じた場合は、使用者の負担とする。

- (1) 使用申込書に記載された内容又はこの規程に規定する事項に反した場合
- (2) 図書館の公共性又は運営に不適切と判断した次に掲げる場合

ア 音、臭気等図書館の開館に支障をきたす展示

イ 金銭的な利益を目的とした展示

ウ 思想的、宗教的な勧誘、布教を目的とした展示

エ 公序良俗に反する展示

(3) 使用の権利を譲渡又は転貸した場合

(4) その他館長が不適切であると認めた場合

3 使用できる展示用品は、図書館に備付けのものとし、図書館備付け以外の展示用品を使用する場合は、事前に館長の許可を受けなければならない。

(責務)

第8条 使用者は、展示物の搬入及び搬出、配置並びに展示物について、責任を負うものとする。

2 展示期間中に、館内において生じた盗難、破損等すべての事故について、図書館は一切の責任を負わない。

3 施設、設備、備品等を損傷又は紛失した場合は、速やかに館長に届出し、修理復旧に係る費用は、使用者が負担するものとする。

4 使用者は、展示物が著作権、プライバシー等第三者の権利利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、一切の責任を負うものとする。

5 使用者は、前条に規定する事項を遵守し、展示関係者に周知徹底を図るとともに、館長の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、展示コーナーの使用後は、原状回復するものとする。

(使用料)

第10条 展示コーナーの使用料は、無料とする。

2 展示物の搬入及び搬出並びに広報に係る費用は、使用者の負担とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学

校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員

会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

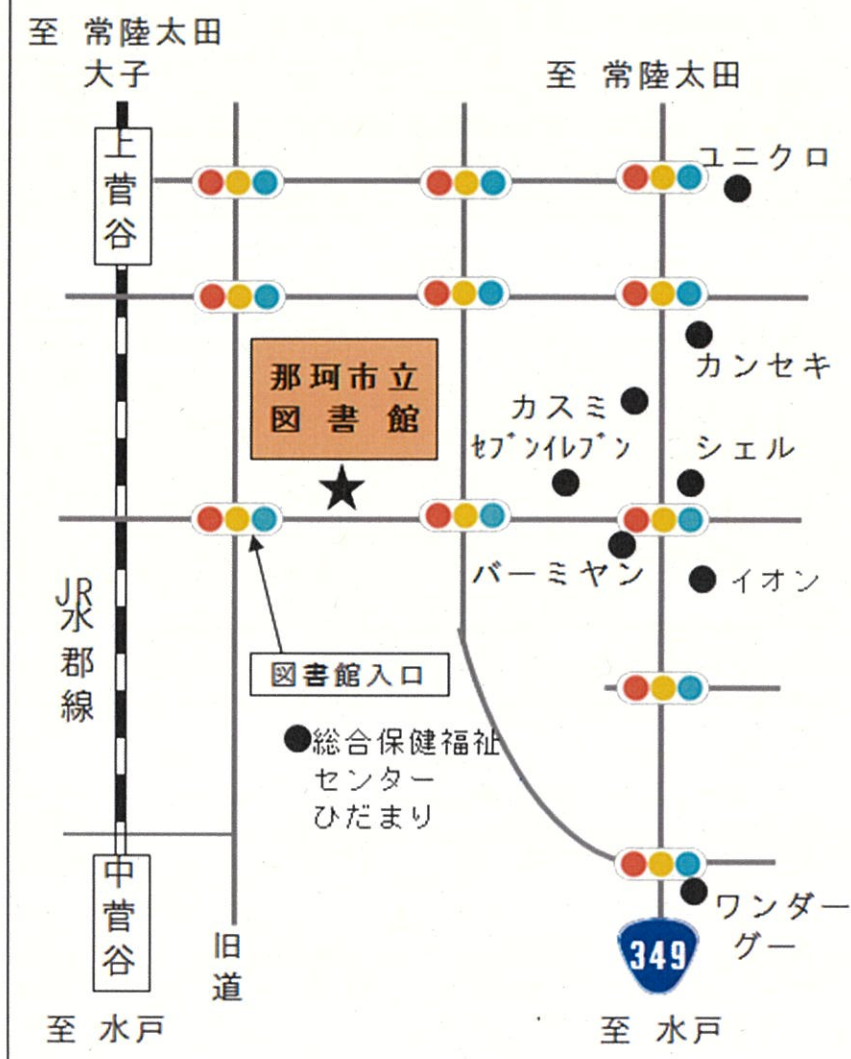
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

市立図書館はこちら！



令和 5 年度

図 書 館 要 覧

令和 5 年 7 月 発 行

編集・発行 那珂市立図書館

〒311-0105 茨城県那珂市菅谷2995番地1

TEL 029-352-1177

FAX 029-352-1178